13　13の欄は、次によること。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、偏波面コードの記載を要しない。

⑵　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

⑶　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、絶対利得で記載すること。

⑷　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

［⑸　略］

⑹　送受信空中線の位置の欄は、緯度及び経度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「35.25.47」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

14　14の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが１キロメートル以上のものに限り記載すること。

15　15の欄は、送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び周波数等の条件を使用する場合、その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、22及び23の欄の記載は要しない。

16　16の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

17　17の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［⑴～⑶　略］

⑷　空中線を回転させて使用する場合は、回転角度及び回転速度を記載すること。

（記載例）　回転角度：360°
　　回転速度：15rpm

［⑸　略］

14　12の欄は、次によること。

⑴　送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。）の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑵　海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

⑶　利得の欄は、26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis（絶対利得）で記載すること。

⑷　指向方向の欄は、指向性空中線を使用する無線局（移動する無線局を除く。）であつて、空中線を回転させないで使用する場合に限り、真北を基準とする時計回りの角度により表示したその指向方向を記載すること。

［⑸　同左］

⑹　送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135.30.05」のように記載すること。ただし、移動する無線局の場合は、記載を要しない。

15　13の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。ただし、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局については、給電線の長さが１キロメートル以上のものに限り記載すること。

16　14の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように22の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「―」を記載し、21及び22の欄の記載は要しない。

17　15の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

18　16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

［⑴～⑶　同左］

⑷　空中線を回転させて使用する場合は、その回転角度及びその回転速度を記載すること。

（記載例）　回転角度：360°
　　回転速度：15rpm

［⑸　同左］